

令和8年1月7日

質疑書に対する回答

【業務名】泉大津市4神社巡りを軸とした観光パンフレット作製業務

No.	質疑内容	回答
1	業務内容のウの周辺スポット掲載とございますが、周辺飲食店や物販店も含まれるのでしょうか？掲載不可の業種などあれば教えてください。	お見込みのとおりです。掲載不可の業種は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者です。また、特定の政党等を支援するおそれがある者や、公序良俗に反する等、市の信用や品位を害する可能性のある者は掲載不可です。